

平成20年4月11日

各 位

岐阜商工信用組合  
理事長 杉山正裕

### 法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の確立と強化に関する業務改善命令について

このたび、当組合における不祥事件に関しまして、当局への届出が法令上に定められた義務であることを認識しながら、複数の不祥事件を隠蔽していたこと、当局検査における指示に反して不祥事件にかかる関係資料の提出を怠ったこと、さらに事実と異なる不祥事件等届出を提出していたことなど、当組合の法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に重大な問題があるとして、本日、東海財務局長より業務改善命令を受けました。

本日このような業務改善命令を受けるに至り、日頃から当組合を信頼し、ご支援、ご愛顧を頂いておりますお客さまをはじめ、組合員の皆さま、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、心より深くお詫び申し上げます。

今後におきましては、この業務改善命令を重大かつ厳粛に受け止め、真摯に反省致しますとともに、法令等遵守の徹底が図られていなかった過去の経営姿勢から決別し、役職員一丸となって適切な業務運営を確保するため、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の確立と強化に全力で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 業務改善命令の内容

- (1) 適切な業務運営を確保するため、以下の観点から法令等遵守態勢及び経営管理態勢等を確立・強化すること。

法令等遵守に係る経営責任の明確化

理事会及び監事会の機能強化による経営管理態勢の確立（経営監視・牽制態勢の確立を含む）

全組合的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底及び適切な受検態勢の確保を含む）

営業店及び本部における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の抜本的な見直し（事務処理の適切性・相互牽制機能の実効性に係る総点検、不祥事件等発生防止策の充実・強化、不祥事件発覚後の適切な対応を含む）

内部監査部門及び監事監査の抜本的な改善・強化による監査機能の実効性の確保（監査態勢等の充実・強化を含む）

適切な人事管理の実施

- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成20年5月12日までに提出し、以後、当該計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況について平成20年5月末を初回として平成21年6月までは毎月、以降、3ヵ月ごとに報告すること。

なお、業務改善計画及び進捗・実施状況等の報告にあたっては、当分の間、第三者機関による検証と評価を経て提出すること。

## 2. 不祥事件の概要

詳細は別紙をご参照ください。

## 3. 被害顧客への対応

被害金額については、事件発生当時に事故者及び事故者の家族が弁済をいたしました。また、被害を受けたお客様へはお詫び、事情説明を行っています。

## 4. 経営責任について

今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、経営責任を明確にします。

杉山理事長、前理事長の宮川非常勤理事及び小林専務理事については、重大な責任があることから、杉山理事長は平成20年6月の総代会にて退任し、宮川非常勤理事は4月9日付けで退任済みであり、小林専務理事は4月末で退任します。他の経営陣についても、理事会において厳正な処分を行います。

後任の理事長については、信用組合業界の中央機関である全国信用協同組合連合会から招へいする予定です。

## 5. 今後における当組合の対応について

今回の業務改善命令を踏まえて、法令等遵守態勢や経営管理態勢等を再構築するため、理事会及び監事会の機能を強化するとともに、相互牽制態勢の見直しや、実効性のある監査等を実施し厳正な業務運営を実施してまいります。

なお、過去の経営姿勢から決別し、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の確立と強化のために、業務改善計画及び進捗状況等について第三者機関による検証と評価を行うことにより、実効性を確保することといたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

担 当 : お客様相談室  
電話番号 : 0120-33-4122  
受付時間 : 午前9時から午後5時30分まで  
(土曜日・日曜日・祝祭日除く)

# 不祥事件の概要

(別紙)

事故発生店舗	事故者の年齢・性別	手口等	事故期間	被害額	被害顧客数
1 大垣北支店	30歳代 男性	・ 普通預金から不正に払い出して費消していたもの	昭和63年5月20日 ～ 昭和63年6月27日	250,106 円	1 先
2 六条支店	40歳代 男性	・ 当組合内の勘定を不正に利用して現金を払い出して費消していたもの ・ 返済条件が履行されない先に対し、実態のない預金を担保とし、背任にあたる不正融資をしたもの	昭和62年9月18日 ～ 平成1年3月17日	36,000,000 円	/
3 池田支店	50歳代 男性	・ 普通預金への預り金を費消したもの ・ 普通預金から不正に払い出して費消したもの	昭和60年1月31日 ～ 平成1年7月10日	4,942,830 円	2 先
4 揖斐支店	20歳代 男性	・ 普通預金への預り金や定期積金の掛込金を費消したもの ・ 普通預金から不正に払い出して費消したもの ・ 定期預金や定期積金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成1年3月31日 ～ 平成2年5月8日	16,543,421 円	40 先
5 美濃加茂支店	40歳代 男性 40歳代 男性	・ 経営状況が悪化し融資が困難な先への貸付けであることを承知しながら、背任にあたる迂回融資を実行したもの	平成1年11月10日 ～ 平成2年2月28日	10,000,000 円	/
6 大垣支店	20歳代 男性	・ 普通預金から不正に払い出して費消したもの	平成5年10月8日 ～ 平成6年1月8日	458,106 円	1 先
7 八代支店	20歳代 男性	・ 普通預金への預り金や定期積金の掛込金を費消したもの ・ 普通預金からの払出金を届けず、あるいは不正に払い出して費消したもの ・ 定期預金や定期積金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成5年9月29日 ～ 平成6年4月14日	3,069,080 円	14 先
8 北方支店	30歳代 男性	・ 定期預金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成5年1月27日 ～ 平成6年8月16日	3,019,281 円	1 先
9 本部	20歳代 男性	・ お客様からの預かり金を不正に払い出して、他の取引先への振込金に流用していたもの	平成5年6月22日 ～ 平成7年3月20日	1,523,086 円	7 先
10 多治見支店	30歳代 女性	・ 支店内の現金を抜き取り費消していたもの	平成8年9月27日 ～ 平成8年9月30日	2,000,000 円	/
11 池田支店	20歳代 男性	・ 定期預金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成6年12月28日 ～ 平成9年5月6日	1,517,041 円	1 先
12 穂積支店 池田支店	20歳代 男性	・ 普通預金への預り金を費消したもの ・ 普通預金から不正に払い出して費消したもの ・ 定期預金や定期積金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成4年3月30日 ～ 平成9年5月6日	17,069,616 円	20 先
13 岐南支店	50歳代 男性	・ 本来は融資できない先への貸付けであると承知しながら、背任にあたる迂回融資を実行したもの	平成9年1月13日 ～ 平成9年12月25日	8,800,000 円	/
14 北方支店	20歳代 男性	・ 普通預金、定期預金への預り金や定期積金の掛込金を費消したもの ・ 定期預金や定期積金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成10年2月25日 ～ 平成10年11月13日	1,274,253 円	9 先
15 那加支店 本店営業部	30歳代 男性	・ 普通預金、定期預金への預り金や定期積金の掛込金を費消したもの ・ 普通預金から不正に払い出して費消したもの ・ 定期預金や定期積金の解約金をお客様に届けず費消したもの	平成8年12月2日 ～ 平成10年12月29日	27,344,763 円	62 先
16 本店営業部	40歳代 男性	・ 定期預金の満期継続の際に証書金額を改ざんし、一部を費消していたもの ・ 定期積金の掛込金を費消していたもの ・ 普通預金等への預り金を費消していたもの	平成6年1月10日 ～ 平成13年12月21日	78,485,389 円	15 先
計	14 店舗		昭和60年1月31日 ～ 平成13年12月21日	212,296,972 円	173 先